

明治安田生命保険相互会社と協定締結 民間企業との連携で、市民の健康づくり

北本市は、明治安田生命保険相互会社と「健康づくりにおける連携及び協力に関する協定」を締結します。協定締結により、市民が更に健康で充実した生活を送ることができるよう、官民が共に考え、行動する体制を整えて、健康づくり事業を強化します！

◆連携協力の内容

- ① 市の健康づくり事業、各種健康診査、検診等の受診勧奨、啓発活動
- ② 市民の健康づくりに寄与する活動の協働実施
- ③ 地域の見守り活動に関すること

◆見込まれる成果

市民の健康課題およびその解決策の検討を通じて、職員、社員が互いに学び合うことで、より実効性のある事業展開が可能となるものと期待しています。

○協定締結後は、互いの役割、機能を学び、また健康に関する知識を共有します。

- ・2月5日（水）13:30～市役所庁舎ホールで、認知症の人への対応を学ぶための講座「困っている人に優しいまちへ～模擬声かけ訓練」に同社社員が参加します。
- ・本市がこれまで健康づくりに関する協定を締結した、第一生命保険株式会社、中外製薬株式会社と合同して意見交換会を定期的を実施します。

【協定締結式】

- 1 日時 **1**月**22**日（水）**10:00～10:30**
- 2 会場 北本市役所 会議室3F（北本市本町1-111）
- 3 出席者 北本市 北本市長 三宮 幸雄
明治安田生命保険相互会社 首都圏東本部長 岸本 司郎
大宮支社長 木下 健一
- 4 内容 2者の代表により協定締結の署名及び記念撮影
- 5 協定書 別添のとおり



●報道機関等現場対応者 健康づくり課 保健予防・業務係 鈴木
連絡先048-594-5544

北本市と明治安田生命保険相互会社との
健康づくり支援における連携と協力に関する協定書

北本市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、市民の健康づくりに関する取組において、相互の連携を強化することについて、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、市民の健康づくりに関する取組を推進することにより、市民の健康増進及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、及び協力する。

(1) 甲が実施する健康づくり事業、各種健康診査、検診等の受診勧奨等に関する事項

(2) 市民が自ら行う、健康づくりに寄与する活動の奨励に関する事項

(3) 乙が甲の区域内で行う、健康づくりに寄与する各種取組及び啓発活動に関する事項

(4) 地域の見守り活動に関すること

(5) その他健康づくりに関する取組への支援に関する事項

2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携し、及び取り組むものとする。

3 甲と乙は、第1項において連携して取り組むことに合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲と乙は、連携して取り組んだ第1項各号の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から、その締結日が属する年度の3月31日までとし、期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協定の見直し又は解除)

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、本協定の変更又は解除を行うことができる。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者（以下「当事者」という。）の秘密事項を、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、当事者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲と乙とは、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項で必要が生じたとき又はこの協定に関し疑義が生じたときには、両者誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

北本市本町1丁目111番地
甲 北本市
北本市長

さいたま市大宮区下町1丁目45番地
松亀センタービル6F
乙 明治安田生命保険相互会社大宮支社
支社長